

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第44号

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第3号」を「第5条第3号」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項本文」を「第6条第1項本文」に改め、同項第5号中「工事見積書」の次に「(大和市水洗便所改造資金助成条例（昭和44年大和市条例第8号）の規定による助成を受けるものに限る。）」を加え、同条第2項中「第4条第1項ただし書」を「第6条第1項ただし書」に改め、同条第3項中「第4条第2項本文」を「第6条第1項本文」に改め、同条第4項中「第4条第2項ただし書」を「第6条第2項ただし書」に改める。

第7条第1項中「第6条前段」を「第8条前段」に改め、同条第2項中「第6条」を「第8条」に改め、同条第3項中「第6条後段」を「第8条後段」に改め、同条第4項中「第6条前段」を「第8条前段」に、「を受けた」を「に合格した」に改める。

第8条中「第7条」を「第9条」に改める。

第9条中「第8条第3項」を「第10条第3項」に改める。

第10条第1項中「第9条第1項本文」を「第11条第1項本文」に改め、同条第3項中「第9条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条第4項中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第5項中「第9条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第6項中「第9条第4項」を「第11条第4項」に改める。

第11条中「第10条」を「第12条」に改める。

第12条第1項中「第13条」を「第15条」に改める。

第14条第1項中「第15条の3第1項第1号ただし書」を「第19条第1項第1号ただし書」に改め、同条第3項中「第15条の3第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改める。

第15条中「第17条」を「第21条」に改める。

第16条第1項中「第19条」を「第23条」に改め、同項第1号中「第19条第1号」を「第23条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第2号」を「第23条第2号」に改め、同条第3項中「第19条」を「第23条」に改める。

第17条中「第20条」を「第24条」に改める。

第18条第1項及び第3項中「第21条各項」を「第25条各項」に改める。

第19条第1項及び第3項中「第23条第1項本文」を「第27条第1項本文」に改める。

第20条中「第25条本文」を「第29条本文」に改める。

第22条中「別表」を「別表第3」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。